

府 食 第 3 1 1 号
令 和 8 年 5 月 2 1 日

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝

食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

令和8年5月13日付け消食基発第229号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項に係る食品健康影響評価について下記のとおり、回答いたします。

記

酢酸カリウムは酢酸イオン及びカリウムイオンから構成され、添加物としての使用時においては、ヒトの生体内で、酢酸イオンとカリウムイオンに解離・吸収される。

これまでの食品健康影響評価において、酢酸については、「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない」と評価され、添加物に由来するカリウムについては、「安全性に懸念がない」と評価されている。

したがって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条及び第13条第1項の規定に基づき、酢酸カリウムについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定することについては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。